

# 総合型地域スポーツクラブ専用補償制度のご案内

\* 総合型地域スポーツクラブ専用補償制度は、Chubb損害保険株式会社の「団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約」「施設所有(管理)者賠償責任保険」により運営しております。

総合型地域スポーツクラブ専用補償制度は、さまざまなスクール(教室)およびイベント参加における様々なリスクに備える制度です。  
本制度は、災害補償制度と賠償金補償制度の2つで構成されます。  
災害補償制度は、スクール(教室)およびイベント参加中に参加者がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。  
賠償金補償制度は、スクール(教室)およびイベント参加者等が第三者への法律上の賠償責任を負った場合の賠償金を補償するものです。

## 災害補償制度とは ～クラブ主催者としての気遣いとして～ **地震・津波などの天災によるケガ**も補償します

### 補償内容

スクール(教室)およびイベントに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガ(天災時含む)または特定疾病※を被られた場合、補償規程に基づいて見舞金をお支払いいたします。

なお、本制度は株式会社 ジュピロ を契約者とする保険により運営しております(引受保険会社:Chubb損害保険株式会社)。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患/くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患/気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患/細菌性食中毒/日射病・熱射病等の熱中症/低体温症/脱水症

(注)ただし、本補償制度の対象となった日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしている

### 想定事故例

- ・会員がスクール(教室)に参加中、転んでケガをしてしまった。
- ・会員がスクール(教室)に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。

### 見舞金の金額

入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

\* 入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日あたりの定額見舞金が支払われます。

| 見舞金の種類                | 見舞金額                    | 見舞金をお支払する場合                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害死亡見舞金<br>(疾病死亡見舞金)  | 1,000万円<br>(1,000万円)    | 本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。                                                                                                            |
| 後遺障害見舞金<br>(疾病後遺障見舞金) | 最高 1,000万円<br>(1,000万円) | 本補償適用のケガをした日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または本補償適用の特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合。                                                                        |
| 入院見舞金<br>(日額)         | 4,000円                  | 本補償適用の傷病の治療のために入院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります(ただし、180日を経過した以降の入院は対象となりません。)                                                   |
| 手術見舞金<br>(基礎額)        | 4,000円                  | 入院見舞金支払われる場合で、本補償制度の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に、本補償制度の傷病の治療のために所定の手術を受けた場合。手術見舞金(基礎額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします(ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります)。 |
| 通院見舞金<br>(日額)         | 1,500円                  | 本補償適用の傷病の治療のために通院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日を限度とします(ただし、180日を経過した以降の通院は補償対象となりません)<br>※装具や固定具の装着期間の通院日とみなされる限度は10日間とします。      |

## 賠償金補償制度とは ～施設所有(管理)者としての責任として～

### 補償内容

スクール(教室)およびイベントに参加される皆様が、その活動に起因して第三者の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の賠償責任が生じた場合、賠償金をお支払いする制度です。

万が一下記のような事故を起こしてしまった際は、速やかにスクール事務局までお申し出ください。

なお、本制度は株式会社 ジュピロ を契約者、被保険者とする保険により運営しております(引受保険会社:Chubb損害保険株式会社)。

### 想定事故例

- ・会員がスクール(教室)に参加中、ボールが道路に出てしまい駐車してあった車に傷をつけてしまった。

| 補償内容 | 支払限度額                                 |
|------|---------------------------------------|
| 対人賠償 | 被害者1名につき 1億円<br>1事故につき 5億円<br>免責金額 なし |
| 対物賠償 | 1事故につき 1億円<br>免責金額 なし                 |

# 総合型地域スポーツクラブ専用補償制度

| 見舞金をお支払いする場合                                                                                                                                                                             |         |                                                                                                                                                                  | 見舞金をお支払いできない主な場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害補償制度                                                                                                                                                                                   | 対象となる損害 | 下記の場合において、スクール(教室)およびイベント参加中に偶然発生した会員のケガまたは特定疾病(注2)「補償適用の原因(注3)」に対して、見舞金をお支払いいたします。                                                                              | 下記のいずれかによって発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。<br>①会員の故意・重過失<br>②会員の自殺行為・闘争行為・犯罪行為<br>③会員の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用<br>④会員の無資格運転中・酒酔い運転中の事故<br>⑤戦争・暴動など<br>⑥行事開催日の直前12か月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患(継続契約の場合で、継続して2年以上被補償者である者を除く)<br>⑦野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、肘障害、オスグッド病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害<br>⑧成長痛、加齢に伴う物(整形性膝関節症、変形性腰椎症など)など<br>⑨むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの |
|                                                                                                                                                                                          | 災害死亡見舞金 | 補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                          | 後遺障害見舞金 | 補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合、または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                          | 入院見舞金   | 補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                          | 手術見舞金   | 療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限りします。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                                                                                                                                                                          | 通院見舞金   | 補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 賠償補償制度                                                                                                                                                                                   |         | スクール(教室)の運営管理や活動に起因して、第三者や会員の皆様の身体や財物に損害を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険会社から下記保険金が支払われる制度です。<br>①緊急措置費用 ②損害賠償金 ③損害防止・軽減費用 ④協力費用<br>⑤求償権保全・行使費用 ⑥訴訟費用          | 故意・戦争、変乱、騒ぎよう、労働争議に起因する賠償責任/地震・噴火・洪水・津波に起因する賠償責任/被保険者の所有・使用・管理する財物の損害に対する賠償責任/給配水管・冷暖房装置等からの蒸気、水の漏出・いつ出による財物の損壊に起因する賠償責任/屋根・窓・扉等から入った雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任/自動車または施設外における車両の所有・使用・管理に起因する賠償責任                                                                                                                                                                                                                     |
| 【用語の説明】                                                                                                                                                                                  |         |                                                                                                                                                                  | (注3)補償適用の原因<br>会員が被った次のケガまたは特定疾病<br>①株式会社ジュビロが主催するスクール行事参加中のケガまたは特定疾病<br>②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、行事参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (注1)被補償者<br>株式会社ジュビロが主催するスクール教室およびイベント参加者で、参加者名簿に記載された会員<br>(注2)特定疾病<br>「急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。 |         |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 見舞金等のご請求は

事故が発生したときは、ただちに **スクール事務局** までご連絡下さい。  
 ※事故発生の日からその日を含めて**30日以内**にご通知がない場合は、見舞金をお支払できない場合がございますので、ご注意ください。  
 ※賠償事故に係る示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

## 【 スクール事務局 】

**(株)ジュビロ ジュビロサッカースクール 事務局**

〒438-0025 静岡県磐田市新貝2500

TEL : 0538-32-9921

11:00～15:00(土日月定休)

### 【取扱代理店】

**東京商事(株)** 〒107-0052  
 東京都港区赤坂3-21-4新日本ビル赤坂3F  
 電話: 03-3588-1141  
 FAX: 03-3588-1145  
 E-mail : k.akiyama@tokyoshoji.co.jp

### 【引受保険会社】

**Chubb損害保険株式会社 東京支店**  
 〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号  
 ガーデンシティ品川御殿山  
 TEL: 03-6364-7070(代) www.chubb.com.jp